

近年、消費者を取り巻く環境は、複雑かつ多様化し、大きく変化しております。また、最近では、食の安全安心という食生活の最も基本的な事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、高齢者を狙った悪質商法による消費者被害が相次いで発生しております。

本市では、市内小中学校において、積極的に消費者教育に取り組んでおります。近年のパソコンや携帯電話等（スマートフォン含）の普及に伴い、情報関連サービスのトラブルに巻き込まれるケースが増加傾向にあるため、若年期から適切な判断ができる教育を展開しております。また高齢者においては「出前講座」等を開催し、消費者被害にあわないよう啓発活動を図っております。

市民の皆さまが安心して安全な消費生活を実現し、消費者被害の未然防止と被害の早期発見・救済への取り組みを強化するには、消費生活センターの役割が重要です。今後も引き続き、各関係機関と連携を図り、消費者行政の推進に努めてまいります。

市民の皆さまにおかれましては日頃から消費者情報に耳を傾けていただき、消費生活に関してお困りの際は、一人で悩まず、消費生活センターへご相談ください。

平成28年3月1日

下妻市長 稲葉 本治